



育児休業は、男性でも取得できます！

育児休業（育休）は性別を問わず取得できます！

- 「子が1歳に達するまでの間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が最長2歳に達するまで）、育児休業をすることができる」と定められています。
(育児・介護休業法)
- 「一定の場合」とは「保育所などへの入所を希望し、申込をしたが入所できない場合」、
「配偶者が養育する予定だったが、病気等により子を養育することができなくなった場合」を指します

- ◆ 要件を満たした社員が申し出た場合、会社は拒否しません。
- ◆ 申し出は、休みたい日の1か月前までに、必要事項を書いた書面などを会社に提出して行います。（手続きの方法は石田までお問い合わせください）

男性の育児休業（育休）にはこんな特徴があります！

- 夫婦で取得すると、1歳2か月まで休業できます（パパ・ママ育休プラス）
- 妻の産休中に夫が休業した場合、夫は2度目も取得できます。
- 配偶者が専業主婦でも休業できます。



育児休業は、男性でも取得できます！

育児休業（育休）中は 経済的支援が受けられます！

■ 育児休業給付

雇用保険に加入している方が育児休業をした場合に、原則として休業開始時の賃金の67%（6か月経過後は50%）の給付を受けることができます。

■ 育児休業期間中の会社保険料の免除

事業主が年金事務所 または 健康保険組合に申し出ることにより、育児休業等をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分 および 事業主負担分 とともに免除されます。

育児休業（育休）を取得することで、 こんなメリットがあります！



<家庭面>

- 集中的に子どもと過ごす時間を持つことで、絆が深まります。
日中の子どもの様子を見られることで、普段は気づかない発見があるかもしれません。
- 育児・家事への理解が深まり、育休復帰後も日常的に育児・家事をできるようになります。
- （配偶者が育休を取得していた場合）配偶者の復職時の最も大変な時期に、
父母が協力して子育てできるようになります。 など・・・

<仕事面>

- 育休前後で業務の棚卸・引き継ぎが発生をしますので、自身の担当業務の効率化を図る機会になります。 など・・・

《参考情報》 育休の他にも、男性に使える「育児・介護休業法」に
定められた 両立支援制度が複数あります！

- 短時間勤務制度
- 時間外労働の制限
- 転勤についての配慮
- 子の看護休暇制度
- 深夜業の制限
- 所定外労働の制限

※詳しくは、石田までお問合せください。